

甲子園浜多目的グラウンド整備計画検討会設置要綱

(目的)

第1条 甲子園浜1丁目土地開発公社保有地における多目的グラウンド整備のため、整備計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) 甲子園浜1丁目土地開発公社保有地の利活用方針に関する事項
- (2) 多目的グラウンド整備計画に関する事項
- (3) その他、本件に関する事項

(組織)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会長 北田副市長
- (2) 副会長 産業文化局長
- (3) 会員 別表1に定める職にある者とする。

(設置期間)

第4条 検討会の設置期間は、平成30年10月25日から事業完了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は会務を総理する。

- 2 副会長は、会長に事故があるときはその職を代理する。
- 3 会長は必要があるときは第3条に掲げる者以外の者を検討会に出席させることができる。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集し、必要の都度、開催する。

- 2 その他、会議については必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、産業文化局文化スポーツ部文化スポーツ課及び土木局公園緑化部公園緑地課に置く。

- 2 検討会の庶務は、文化スポーツ課担当課長（運動施設整備担当）が務める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は当会で定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

政策局	政策局長
	政策総括室長
	都市計画部長
財務局	財務局長
	財務総括室長
	資産管理部長
産業文化局	文化スポーツ部長
土木局	土木局長
	公園緑化部長